

論点3：自主行動計画の拡大と透明性の確保

- 自主行動計画は、産業界が企業市民として社会に対してコミットしたものである。また、経団連としても、社会へのコミットという意味を十分にふまえ、目標達成に向けて自らの創意工夫を生かした最適な方法で実施していく。よって、改めて政府との協定化は不要である。
- 日本経団連は、本年7月の意見書「地球温暖化対策の着実な推進に向けて」において、自主行動計画に参加していない運輸・業務に関連する業界団体の参加を呼びかけることとしている。
- また、第三者評価委員会による評価報告書の自主協定の部分を、正しく引用すれば、「我々が理解する自主協定は必ずしも法的拘束力や罰則等を伴うものではない。…協定に基づく計画の実施を産業界の取り組みの柱と位置づけ、目標が達成される限りにおいて追加的措置を講じないことが担保されれば、参加各業種のインセンティブ向上も期待できる。」とあり、きちんと達成されるものには追加措置を講じないという政府との信頼関係を前提とした記載となっている。他者の文章を引用する場合は、正しく引用すべきである。
- 今回の論点でも、例えば以下の項目に代表されるように、国として責任のある施策や試算が示されているとは考えられず、前提となるような産業界との信頼関係の醸成が先決である。
論点1で、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」や「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」分の▲2%の目標を、定量的な効果測定は困難との理由で、2010年の見通しについて産業部門をはじめ他部門へ再配分した今般の案は、政府の責任転嫁とも取られかねない。また論点7では、自主行動計画を実施している日本経団連に対して事実確認や調整を全く行わないまま産業部門の排出量を深堀りして▲12.4%という根拠のない見通しを示している。この2点を見ても、数値合わせをしているとしか思えない。
- データ等の公表については、可能な限り推進する。但し、5ページの最終パラグラフにあるような「専門機関の活用」については、主要業界は現状でも、第三者評価委員会のみならず毎年の実績等について、専門家やNGOも参加する産構審・総合エネ調合同会議という公開の場でチェックとレビューを受けており、当面は必要ない。産業界としても今後自主行動計画の更なる向上に向け、産業界の取り組みを十分に分析できる能力のある機関や専門家について、情報を集めていく。同時に、産構審・総合エネ調合同会議で毎年実施されている自主行動計画のチェック&レビューに、環境省が関与することを検討してはどうか。

論点4：国内排出量取引制度

(国内排出量取引制度)

- 産業界として、国際的なクレジット市場へのアクセスは重要であると考えており、多くの企業が既に自主的に取り組んでいる。世銀報告書によれば、国際取引（2003-2004年）においてわが国民間企業による取引が参加者のうち4割以上、世銀ファンドへの出資分を含むと過半を占めており、よくその状況を示している。
- 欧州排出量取引制度は、新たに加盟した国々も含めた、25ヶ国にまたがるいわば域内（国際）排出量取引制度といってよいものである。域内メンバー国のイコール・フッティングを強く意識して構築されている制度であり、日本における国内排出量取引制度の導入の理由にはならない。
- わが国にとっては通商相手国の過半を占める米国、中国を含むアジア諸国が京都議定書の制約を受けておらず、これら各国との不均衡が問題である。わが国での規制の導入によって、CO₂排出規制のないこれら諸国での生産が増加するようなことがあれば、地球温暖化問題の解決に逆行する懼れすらある。
- いずれにしても、公正な排出枠の設定を国家による計画経済的な構想と価値観を抜きにして決定することができるとは考えられない。少なくとも現在の主要排出国が参加しない不完全な状況において、わが国産業の転換・高度化を阻害しない柔軟な制度になるとは思えない。

(自主参加型の国内排出量取引制度)

- 自主参加型の排出量取引制度については、提案の趣旨や制度内容が不明確であり、少なくとも以下の点を明らかにすべきと考える。
日本経団連は環境自主行動計画によって、産業部門の約8割の排出をカバーしており、全体として±10%目標を達成することをコミットしている。この参加業種を対象に自主参加型の排出量取引を行うことは、全体で見て追加削減量を生むものではなく、いかなる実効性があるのか不明確である。着実な成果を挙げている自主行動計画のスキームが分断される恐れがあり、我が国産業界の7年間にわたる削減スキームを崩壊させる懸念すらある。

自主参加型の場合、民間の自主的な取り組みの一部として実現が可能なのであり、国の関与は必要ない。

論点5：温暖化対策税

- 石油危機以降の省エネ努力により、わが国製造業は世界最高水準のエネルギー効率を達成している。
- 二酸化炭素の排出が増えているのは民生・運輸部門であるが、上流課税では、企業が価格転嫁しにくい中、消費者の行動に与える影響は極めて限定的とならざるをえない。
- 8ページの下から2つめのパラグラフ「補助金や税制優遇措置によってこれを実現するためには、巨額の費用がかかる」とあるが、具体的な使途とそれによるCO₂削減効果を示すべきである。また、AIMモデルによる省エネ対策への補助金と、温暖化対策税導入によるCO₂削減効果との関係も不明確である。
- 現在、政府が温暖化対策に活用している予算は、例えば100億円を越える「国民各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」関係予算を含めて、1兆円を超えているが、これだけの巨額の費用をかけていったいどの程度の効果があったのか、新税を考える前に、まず費用・効果を検証、評価すべきである。
- 例えば、2002年の排出増加量7.6%から京都議定書の約束である▲6%までの乖離分約1億6,800万t-CO₂を、現在の一部市場での価格である\$5(=約550円)/t-CO₂の京都メカニズムのクレジットで賄うと仮定した場合、費用は約920億円と試算される。(既に確保済の森林吸収分約3%を差し引くと、約720億円で充足できる。)他対策との比較において温暖化対策税が非経済的なものであることは明白であり、CDM, JIの有効活用の実現に努めることが先行されるべきではないか。
- 米国やアジア諸国などとのグローバルな競争が激化している中で、環境税や、温室効果ガスの排出枠を個別企業に割り当てる国内排出量取引制度が導入されるようなことがあれば、産業界が国際競争力を喪失するのみならず、同様の制度を持たない国での生産が増加し、結果として地球規模での温室効果ガスの排出増加につながる懼れがあることを認識すべきである。

論点6：エネルギー供給サイドの対策・施策の強化

- 4月16日の部会で直接意見を申し上げ、かつ、6月4日の部会では事業を営んでいる専門的な見地ということで電気事業連合会から意見書を提出した。今回示された論点では、この意見書の趣旨が全く反映されておらず、遺憾である。意見書の内容をその点から見て、再検討すべきである。さらに、例えば、電力分野などについては、経済産業省資源エネルギー庁や電力会社の専門家と相談、共同作業により検討して欲しいと要請したにもかかわらず行われず、実情を踏まえないまま、様々な計算値や主張がなされていることに、大きな憤懣を感じざるを得ない。
- p9の第1パラグラフに「大綱では、この原単位の水準（73.6g-C/kWh（0.270kg-CO₂/kWh）程度）を実現することを前提としている。」とあるが、この数値は、長期エネルギー需給見通し（平成13年7月）において示されたケースの一つに過ぎず、一定の前提の下に推計されたものであり、ある程度の幅をもって理解すべきと明記されているものである。さらに、電気事業としては、この数値に何らのコミットもしていない。p10の最終パラグラフに、この数値にコミットしないことが、産業界をはじめとする需要サイドへのしわよせであるかの記載があり、極めて遺憾である。
- 電気事業の自主行動計画目標は、1996年11月に設定した「2010年度におけるCO₂排出原単位の1990年度比▲20%削減」であり、目標達成方策については、本年6月の総合エネルギー調査会需給部会の中間とりまとめでも明示されているものである。需給部会中間取りまとめでは、現行対策ケースにおいて2010年度の電力CO₂排出原単位を1990年度比▲15%程度削減と試算し、目標達成に向け以下の対策の組み合わせでCO₂排出原単位を改善することを示している。電気事業としては、これらの対策により、目標達成に向け最大限努力する所存である。
＜目標達成に向けた追加的施策（総合エネルギー調査会需給部会中間とりまとめ）＞
 - ・ 原子力利用率向上により排出原単位を2～3%程度改善
 - ・ 火力発電所の効率向上と運用調整により同1%程度改善
 - ・ 京都メカニズムにより同1%程度改善
- p9の第2パラグラフ以降で示されている電気事業における取り組みは、いずれも現実・事実を踏まえておらず、今回これを所与としてあたかも確実性があるかのように目標設定されているのは極めて問題である。

＜実現困難な対策の例＞

- ・ 天然ガス火力の設備利用率向上により約3.9%の排出係数の改善
→我が国の発電電力量構成に占める天然ガスの比率は、2002年度実績26.6%と既に諸外国と比べても高い割合に達している。石炭と比較して調達が硬直的かつ高コ

ストな天然ガスに更に大幅に依存することは、電源ベストミックスによる電力安定供給の確保、経済性等の観点から極めて問題がある。また、現状において石炭火力の負荷調整能力はガス火力に及ばず、石炭火力を負荷調整運用、ガス火力をベース運用と想定することは合理的ではない。

以上をふまえ、参考資料1のp122にあるように「英国と同様に天然ガス火力を中心発電を行うものと想定して推計を行う」ことは非現実的である。また、推計のベースとなっている2010年度の電源構成の根拠も明確に示すべきである。

- ・火力発電所の熱効率向上、損失改善により全体で6%程度の効率改善

→電気事業にとって熱効率は収益を左右する重要な因子であり、既にあらゆる必要な対策は施してきている。それだけに、既設火力発電所の大幅な効率向上の余地は極めて少ない。仮に6%程度の効率改善が可能との見通しがあるのであれば、単なる想定ではなく、その根拠を示すべきである。参考までに、日本の火力発電所の熱効率（石炭、石油、ガスの加重平均(LHV)）は、日本：45%、英国、北欧諸国：42%、米国、ドイツ：37%と世界のトップである。

- ・原子力発電所の出力向上5%程度、損失の改善3%

→原子力発電所の効率向上により、5%の出力向上とあるが、この数字の根拠が不明である（何か具体的な評価結果があれば、明示すべき）。また、「導入可能な技術の面からどこまで効率向上の可能性があるのか…精査する必要がある」となっているが、原子力発電所の効率向上に伴う電気出力向上を進める場合には、技術面以外にも、規制に関わる手続きおよびそれに要する期間や、地元理解の醸成といった事項についても考慮する必要があることに言及すべきである。

また、「参考資料1」の124ページにおいて、2010年度までに26基の原子力発電所にて5%の出力向上がなされるという推計がされているが、現時点での具体的な出力向上計画が表明されているプラントではなく、今後計画を具体化したとしても、規制手続きに要する期間などから考えると、極めて短期間に、しかも工事期間中の供給力低下等を考慮せずに数多くの原子力発電所でタービンや復水器を更新することが必要となる。電源設備の増強などは、需要動向をふまえつつ、各社が長期的見通しの下に計画的に進めるものであり、このように一時的に設備増強を集中させるという想定は、あまりに非現実的であると言わざるを得ない。

従って、出力向上については、電気事業者が追加的対策として示している「原子力利用率向上により排出原単位を2～3%程度改善」と切り分けて評価するのではなく、あわせて取り扱うことが現実的である。

また、「損失の改善3%」との表現があり、定格出力の3%相当を「損失の改善」によって向上できるように読めるが、ここでいう3%は、現状の所内ロス（定格出力の数%）のうちの3%を改善すること、すなわち、定格出力の0.1～0.2%程度の改善を指すのではないか（参考資料1の125頁下から2行目に「所内ロスを3%低

減させた場合>との記載あり)。現状の文面では、出力向上 5 %と損失の改善 3 %で合計 8 %の改善の可能性があるように読める文面であり、ミスリーディングである。

- 対策検討の基礎となる数値が参考資料 1 等に示されているが、根拠が不明確、あるいは事実を誤認しているものが見られる。電気事業については、需要と供給の実績データ、将来見通し値等が「電力需給の概要」「電力供給計画の概要」(いずれも経済産業省資源エネルギー庁編) 等により公開されており、また、2010 年度における電源構成見通し、CO₂ 排出量見通し等についても、総合資源エネルギー調査会需給部会において昨年 12 月以降約半年にわたって公の場で議論され、中間とりまとめとして集約されている。エネルギー供給部門の対策検討においては、これらの公表データをベースに、試算の根拠を明確に示して議論すべきである。

<事実誤認の例>

- ・ 資料 6 「中間とりまとめ (たたき台)」10 頁下から 1 ~ 2 行目
「電力業界については、大綱策定時の想定であった 13 年度の電力供給計画の前提である排出原単位の対 1990 年比 27% 改善は現時点では実現されていない。」
→平成 13 年度の電力供給計画に基づく 2010 年度の CO₂ 排出原単位の対 1990 年度比削減見通しは、約 18% 改善となっている。(1990 年度原単位 (使用端 CO₂ 排出原単位) 0.421kg-CO₂/kWh、2010 年度見通し 0.34 kg-CO₂/kWh 程度)
- ・ 参考資料 1 の p123
「推計における諸指標 原子力発電所の設備利用率 83% (現状対策ケース) (過去における最大値を用いて設定)」
→日本の電気事業における原子力発電所の設備利用率の過去最大値は 84.2% (1998 年度) である。